

第1号様式(第2条関係)

<p>日進市市民農園利用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">令和 年 月 日</p> <p>日進市長 あて</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 〒</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">電話</p> <p>次のとおり日進市市民農園を利用したいので申請します。</p>	
--	--

利 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和9年2月28日まで
---------	----------------------------------

農 園 の 名 称	日進市田園フロンティアパーク本郷農園 番
-----------	---

備 考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">希望区画</td> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>30m² <input type="checkbox"/>15m²</td> </tr> </table>	希望区画	<input type="checkbox"/> 30m ² <input type="checkbox"/> 15m ²
	希望区画	<input type="checkbox"/> 30m ² <input type="checkbox"/> 15m ²	
<p>次の事項を遵守のうえ申し込みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日進市市民農園を利用目的以外の用途には使用いたしません。 2 栽培する作物は単年性のものとします。 3 区画内に建物及び工作物は設置しません。 4 営利を目的としての作物栽培は行いません。 5 区画を転貸しません。 6 区画の地形地質の変更はしません。 7 自然災害、病害虫及び盗難等による栽培作物、所有物品等の損失補償の申し出はしません。 8 常に除草に心がけるとともに、市民農園の利用を中止するときは、直ちに他の人が使用できる状態に整理し、耕うんした上で返します。 9 利用する区画について農地所有者と賃貸契約を解除したとき又は利用者が決まりに違反したときは、その時点で利用を中止することを承諾します。その際に利用者が受ける損害について、損害賠償の申し出はしません。 10 区画を利用するに当たっては利用の決まりを遵守し、市並びに他の利用者及び地域に迷惑をかけません。 			